



ワクチン・児相問題をテーマに講演会を開催しました

行政による乳幼児・小児への“ワクチン強制”を許しません！

1 自己紹介

私は、平成27年の弁護士登録以来、子宮頸がんワクチンの薬害問題に取り組んできた弁護士として、令和3年7月に「新型コロナワクチン接種の中止」を求めて、国を相手取って「ワクチン中止訴訟」（武漢ウイルスワクチン特例承認取消等請求訴訟）を東京地方裁判所に提起した弁護団の主任弁護士です。

もっとも、訴訟だけでは直ちにワクチン接種が止められないことから、令和3年10月の衆院選では「ワクチン中止」を訴えて兵庫1区（神戸市東灘区・灘区・中央区）から無所属で立候補し、さらに、本年7月の参院選では「脱マスク社会」「ワクチン薬害被害者の救済」などを掲げて兵庫選挙区から無所属で立候補しました。



「ワクチンと児相問題」をテーマに語る木原
(10月9日、神戸市立東灘区文化センターにて)

2 ワクチン・児相問題をテーマにした講演会の開催

本来、ワクチンを接種するか否かは自由であるのに、接種が事実上「強制」されている施設があります。それは各都道府県に設置されている「児童相談所」です。児相は、一時保護された児童や施設入所となった児童に対し、親権者の同意なくワクチンを接種させたり、同意をしない親権者に対する制裁として家庭裁判所に親権停止を申し立て、家裁が唯々諾々と認容することで事実上「接種義務」化させることにより、「権力的に」ワクチン接種を推進しているのです。

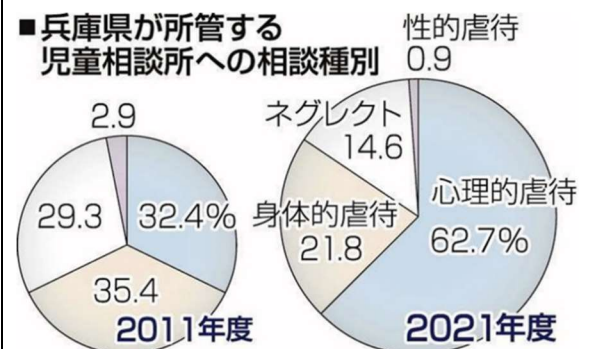
このことについて皆さんに知っていただくため、10月9日（日）に神戸市立東灘区文化センターにて、医師の小林有希先生（小林クリニック、東灘区御影郡家1丁目）とともに「子供へのワクチン接種と児童相談所の真実」と題する講演会を実施しました。雨の中にもかかわらず東灘区民を中心に大勢お集まりいただき満席となりました（定員48名）。

講演では、小林先生が実際にワクチン後遺症患者の診察をしておられる立場で、ワクチンの医学的問題についてお話しになりました。次いで、私が「ワクチン行政と児相問題の関係」についてお話しした後、私と児相被害者の加藤さん（仮名）親子との対談を設け、児相による虐待の「でっち上げ」や児相内の虐待について語っていただきました。

3 児相問題とは？

そもそも児童相談所は「親から虐待された児童を保護する行政機関」と称していますが、その実態は、必要性のない一時保護により、通常なら1カ月程度、長いものになると10年以上親子を隔離し、その間、親子間の面会通信を全面制限するケースも少なくありません。

右図は、兵庫県内の児相への虐待相談種別を表したグラフですが、令和3年（2021年）の相談件数は9,412件で、平成23年（2011年）の4.1倍に達しており、心理的虐待（62.7%）のうち半数以上が、子供の前での夫婦喧嘩により子供にストレスを与える「面前DV」です。



(神戸新聞 NEXT 令和4年8月16日より)

しかし、明らかな「誤認保護」が多数存在します。例えば、神戸市内の女子中学生が、親の夫婦喧嘩を止めようとして警察に通報したところ、自分が神戸市子ども家庭センター（児相）に一時保護され、そこでの処遇が「刑務所のように酷かったため、帰宅後に神戸市役所で記者会見を開催したのであり（神戸新聞 NEXT 令和3年4月6日）、同様のケースが全国で後を絶ちません。本来であれば捜査のプロである警察が傷害罪・保護責任者遺棄罪等として立件するか否か判断すべき事案を、行政が「面前DV＝虐待」と啓蒙することによって専門性に乏しい児相職員が扱う虐待事件として件数を増大させ、児相の予算獲得に努めているのであり、まさに児童を利権の「玉」として使っているのです。

講演会でお話しいただいた加藤さんのお子さん（高校生）も、「虐待なんてない、家に帰りたい」と…【裏面に続く】

【表面からの続き】…児童養護施設職員に訴え続けた結果、一時保護から2年余り経ってようやく帰宅できました。その間、児相は親との面会通信を全面制限し、法律上必要な親の同意を得ることなくワクチンを接種していました。

さらに、講演会の参加者の中に「私の子は児相で向精神薬を投与されている」「私の子は一時保護されて以来、10年以上帰ってこない」など、さらに深刻なケースを訴えられる方がおられ、児相問題の根深さを改めて感じました。

今後、5～11歳の小児だけでなく、生後6カ月～4歳の乳幼児の保護者に「ワクチン接種努力義務」が課されますから、ワクチン非接種を理由に児相が「医療ネグレクト防止」と称して保護者に圧力を掛けてくる可能性があります。

「法は家庭に入らず」との法諺があるとおり、子育ての方針はそれぞれの家庭の自治に委ねるべきであり、行政や司法の介入は謙抑的であるべきです。ワクチン問題及び児相問題は「厚労省の薬漬け行政」という根が一つの問題であり、来年4月に予定されている「こども家庭庁」の発足（厚労省子ども家庭局が事実上昇格）に伴い、児相利権のさらなる拡大が見込まれますから、引き続きこの問題に真正面から取り組んでまいります。

ワクチン中止訴訟が控訴審に係属しています

厚労省の”走狗”となり果てた裁判所と闘います！

1 春名茂裁判長の「門前払い判決」

ワクチン中止訴訟を審理した春名茂裁判長（東京地裁）は、被告国がワクチンの安全性について何ら認否しないまま結審させ、令和4年8月2日に一部却下・一部棄却判決を言い渡しました。その内容は、厚労省の「走狗」となり果てた「法匪」の作文そのものであり、例えば、原告らの「ワクチン接種努力義務は違法・無効である」との確認請求に対して、「接種努力義務は訓示規定に過ぎず、接種しなかったからといって法的不利益が生じるものではない」ので「確認の利益」がないと判示しました。



東京高裁が入る合同庁舎（東京・霞が関）

しかし、子供にワクチンを接種させない親に対して児相が親権停止を申し立てて家裁が認容するといった事実上「接種義務」化した例がありますし、ワクチンを3回接種していなければ、帰国時の検疫措置や、全国旅行支援の利用の際に不当な差別がなされるのです。ところが、春名茂裁判長はこうした事例を「見て見ぬふり」して、露骨に厚労省に「すり寄った」判決を言い渡したのであり、「司法権の独立」や「三権分立」が有名無実であることを証明したのです。なお、春名茂裁判長は9月1日付けで法務省訟務局長に栄転しました。

2 不妊症のリスクがあるワクチン

弁護団が最も懸念しているワクチンの副作用は不妊症・無精子症であり、ファイザーとモデルナのワクチンに含まれている油の成分「LNP」（脂質ナノ粒子）は、血と混ざらずに体内に残留し、子宮や陰嚢に蓄積し不妊症等を引き起こすリスクが指摘されています。なお、子宮頸がんワクチンに含まれている油の成分「スクワレン」（サーバリックス・GSK製薬）や「ポリソルベート80」（ガーダシル・MSD製薬）でも同様のリスクが指摘され、英国の医学誌「ランセット」によると、サーバリックス接種後、直近3カ月間の流産のリスクが61.5%高くなったというデータがあります。

しかも、野田聖子衆院議員（自民）は、ワクチンによる不妊症のリスクを指摘する我々の公開質問状に対し、「今回のワクチンは治験期間が短いので、不妊症など中長期的なリスクは不明」とメールで回答しており（令和3年9月22日付け）、同じく自民党の河野太郎・元ワクチン相の「ワクチンで不妊になるというのはデマ」発言（令和3年6月）と明らかに相反しています。野田聖子事務所からの回答は弊所HP「活動の軌跡」に掲載していますのでご覧ください。

弁護団は、日本の将来を揺るがしかねない不妊症等のリスクのあるワクチンではなく、安易に薬に頼らず、人間が本来持っている免疫機能を強化させる感染症対策を推進させるべく、ワクチン中止訴訟を闘い抜いてまいります。

弁護士 木原功仁哉 38歳

電話 078-855-3101 E-mail info@kihara-law.jp
FACEBOOK <https://www.facebook.com/kiharakuniyalawfirm>
Twitter <https://twitter.com/kiharakuniya>

経歴 昭和59年神戸市生まれ、神戸市立御影北小学校、滝川中・高等学校、京都大学工学部物理工学科、大阪市立大学法科大学院各卒業、平成27年弁護士登録（東京弁護士会）、令和2年大阪弁護士会に登録換え、令和3年独立開業・ワクチン中止訴訟提起（主任弁護士）、令和3年10月の衆院選（兵庫1区）、令和4年7月の参院選（兵庫）に、「ワクチン中止」等を掲げてそれぞれ無所属で立候補した。現在は来年4月の統一地方選挙に向けて真正保守新党「祖国再生同盟」を結成し、代表に就任

毎週土曜日（11時～14時）は事務所で交流会を行っています。ぜひ遊びに来てください！

